

令和3年度

第9回 高森町農業委員会 議事録

令和3年12月22日(水)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利 | 2 樋口 美代子 | 3 松島 浩子 | 4 林 勝幸 |
| 5 竹内 節男 | 6 小川 健二 | 7 原 寿彦 | 8 光沢 英文 |
| 9 中塚 俊文 | 10 原 正樹 | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 | | | |

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：野沢／事務局：龍口

産業課

農業振興係：下原

営農支援センター

所長：林

4 会議への附議事項

議案第34号 農地法第18条第6項の通知（報告案件）

議案第35号 農地法第5条第1項の許可申請（審議）

議案第36号 経営基盤法第18条の農地利用集積計画（12月分）（審議）

5 議事内容

議 長 ただ今から第9回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前9時00分

議 長 本日の議事録署名委員ですが、14番及び15番をお願いします。

それでは、議案第34号農地法第18条第6項の通知。
これについて、事務局をお願いします。

事務局 補足で説明をさせていただきます。
例月より件数が多くなっていますが、このうち2番から4番までの案件については、利用集積の案件で出てくる新規就農者の方へお繋ぎするための案件であること、それから5、6番につきましては権利設定を中間管理事業に変えていく案件になります。実質的な解約は1番の案件のみとなります。

議 長 ありがとうございました。
この議案は通知案件ですので受理いたします。

続きまして、議案第35号農地法第5条第1項の許可申請。議案番号1番説明をお願いします。

4 番 地図をご覧ください。場所は乾光精機の反対側の辺りになります。隣の畑と境界が凄く近くなっており、その畑の傾斜がちょうど譲受人の方へ傾いており、雨が降るとかなりの水が家の方へ流れ込んでしまうため、ここへU字溝を設けたいということです。今現在、境界線が斜めになっているので、まっすぐに変更し、若干譲渡人の土地を購入して、裏を広くした状態でU字溝を設置するというです。一種農地ですが、面積もそんなに広くないということで土地利用委員会の承諾を得ています。また、隣地の方の承諾も得ています。以上審議をお願いします。

議 長 ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問はありますか。
無いようですので、決をとりたいと思います。議案第35号1番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。
続きまして、議案番号2番、説明をお願いします。

6 番 地図をご覧ください。場所は下市田4区新井地区になります。南側に松源寺の駐車場、そして北側に柿工房の施設があります。その中段の洞になります。譲渡人と譲受人の奥さんは親子関係になります。親に近いところに住宅を建てたいとのこと。9月に農振除外となっています。雨水関係ですが、雨水は横

の水路へ流し、下水は浄化槽を設置します。親子関係ですので対価は無償になります。以上審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問はありますか。

1 番 浄化槽の排水はどこへ流れますか？側溝が無いようですが地下浸透ですか？

6 番 道路脇にある側溝へ放流します。

議 長 他にご質問はありますか。

無いようですので、決をとりたいと思います。議案第35号2番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして議案番号3番、説明をお願いします。

8 番 場所の説明をします。資料をご覧ください。国道沿いのセブンイレブンの北側、北部サービスの隣の土地になります。申請理由は、北部サービスが仕事の関係上、車の駐車スペースが非常に狭く業務に支障が出ているので、同一の北部グループである譲受人が申請地を譲り受け駐車場として北部サービスへ貸し出したいということです。周囲には譲渡人の畑があるだけで他に農地等はないので問題はないと思います。雨水は浸透枳による地下浸透で、それをオーバーする部分は横の川に排水をします。水利組合長の同意書もあるので問題ないと思われます。対価は坪当たり61,000円になります。以上審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご質問はありますか。

なければ決をとりたいと思います。議案第35号3番を可とされる方挙手をお願いします。

全会一致で「可」とします。

続きまして議案番号4番、説明をお願いします。

4 番 地図をご覧ください。場所は県道を松川方面へ行きまして、新田の集落へ入る手前の所に新田地区の浄化センターがあります、その北側の土地になります。この土地は以前から農地パトロールで見えてはいましたが、かなりの木が生えており山林のように見えておりチェックをしていませんでした。周りからそこは農地だが、ちょっとした建物があるが大丈夫か？と指摘があり、調べたところ、譲渡人の農地であることがわかりました。譲受人は譲渡人が経営しているお店の常連客であり、以前から懇意にしている友人で、譲受人がこちらの方で仕事をされる際に、資材置き場や残土処理場がないのでそこを借りたいと話がありました。譲渡人は譲受人による手続きがすでに済んでいるつもりでいましたが、今回未申請ということが発覚し、手続きをし直してほしいと役場へ相談に行った結果、一時転用で3年間土地を貸して、それから後にまた農地に戻して、その後のことはまた考えるというかたちになりました。今現在2筆の土地は残土

が入っており平らになっています。次の残土も来ていますが、かなり良質な土なので、新田地区の方たちが欲しいと残土を持って行っているの、平らな状態です。また小さな作業小屋が建っています。譲受人は10年間ほど借りたいということですが、とりあえずは一時転用で3年間借りて、その後の詳細につきましてもまた検討するという事です。以上審議をお願いします。

議 長 事務局の方で追加説明をお願いします。

事務局 追加資料をご覧ください。そこに実際にどういった事業、復旧を行っていくかを書いていただいております。農地パトロールの際に現地を見ましたが、農地を仕上げる程度の土が入っているだけで、下段等へ影響がある状況ではありません。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの案件について、ご質問はありますか。
なければ決をとりたいと思います。議案第35号4番を可とされる方挙手をお願いします。
全会一致で「可」とします。

1 番 すみません。一つ良いですか。
土砂等を入れる場合、届け出が必要ではないか。

事務局 ご指摘の通り、500㎡を超える盛土造成については、町の景観条例、土地利用届出条例の届け出が必要ですので、事業者へ手続きをお願いしていきたくと考えています。

議 長 続きまして第36号議案経営基盤法第18条の農地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。

事務局 今回12月ということで、一年間で一番件数の多い月となります。全部で106件となっています。この場で詳細説明は省かせていただき、補足が必要な案件のみ説明させていただきます。議案番号1番から39番までが新規設定の案件で、このうち議案番号9番、10番～11番が高森町での新規就農を計画されている方で、資料の最後に経営計画資料を添付してあります。それから議案番号16番から39番までが農地中間管理機構事業による権利設定の案件になっています。40番以降は再設定の案件になっています。

議 長 それではまず、議案第36号1番から12番までの決をとりたいと思います。
可とされる方挙手をお願いします。
全会一致で「可」とします。

(第36号議案13番の当事者である) 13番退席してください。
それでは、議案第36号13番を可とされる方挙手をお願いします。
全会一致で「可」とします。
13番入室し、着席してください。

(第36号議案14～15番の当事者である) 16番退席してください。
それでは、議案第36号14～15番を可とされる方挙手をお願いします。
全会一致で「可」とします。
16番入室し、着席してください。

(第36号議案16～39番の当事者である) 6番退席してください。
それでは、議案第36号16～39番を可とされる方挙手をお願いします。
全会一致で「可」とします。
6番入室し、着席してください。

続きまして、議案第36号40～65番を可とされる方挙手をお願いします。
全会一致で「可」とします。

(第36号議案66番の当事者である) 9番退席してください。
それでは、議案第36号66番を可とされる方挙手をお願いします。
全会一致で「可」とします。
9番入室し、着席してください。

続きまして、議案第36号67～72番を可とされる方挙手をお願いします。
全会一致で「可」とします。

(第36号議案73番の当事者である) 1番退席してください。
それでは、議案第36号73番を可とされる方挙手をお願いします。
全会一致で「可」とします。
1番入室し、着席してください。

続きまして、議案第36号74番～104番までを可とされる方挙手をお願いします。
全会一致で「可」とします。

(第36号議案105～106番の当事者である) 6番退席してください。
それでは、議案第36号105番～106番を可とされる方挙手をお願いします。
全会一致で「可」とします。
6番入室し、着席してください。

以上で審議を終了いたします。ありがとうございました。

時に午前9時30分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 14番 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 15番 今川 実章